

令和元年第2回中島村議会臨時会会議録目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

第 1 号 (9月30日)

○議事日程	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	3
○職務のため出席した者の職・氏名	4
○村長の挨拶	5
○自己紹介	5
○臨時議長の紹介	6
○開会の宣告	6
○開議の宣告	6
○仮議長の指名について	6
○議長の選挙について	7
○副議長の選挙について	8
○議席の指名について	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	10
○諸般の報告	10
○常任委員会委員の選任について	10
○議会運営委員会委員の選任について	10
○議会広報編集委員会委員の選任について	11
○震災及び原発事故調査特別委員会委員の選任について	11
○白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について	11
○議案第39号～議案第44号の一括上程、説明	12
○散会の宣告	14

第 2 号 (10月2日)

○議事日程	15
○出席議員	15
○欠席議員	15

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名	15
○職務のため出席した者の職・氏名	15
○開議の宣告	17
○議案第39号の質疑、討論、採決	17
○議案第40号の質疑、討論、採決	18
○議案第41号の質疑、討論、採決	19
○議案第42号の質疑、討論、採決	28
○議案第43号の質疑、討論、採決	28
○議案第44号の質疑、討論、採決	30
○議員派遣の件	31
○日程の追加	31
○同意第4号及び同意第5号の一括上程、説明	31
○同意第4号の質疑、討論、採決	32
○同意第5号の質疑、討論、採決	33
○閉会中の継続調査について	34
○村長の挨拶	34
○閉会の宣告	35
○署名議員	37

中島村告示第34号

令和元年第2回中島村議会臨時会を、次のとおり招集する。

令和元年9月24日

中島村長 加藤 幸一

記

1 期 日 令和元年9月30日 午前10時

2 場 所 中島村役場議場

3 付議事項

- ・中島村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について
- ・公の施設の指定管理者の指定事項の変更について
- ・令和元年度中島村一般会計補正予算（第3号）
- ・令和元年度中島村簡易水道特別会計補正予算（第2号）
- ・令和元年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）
- ・令和元年度中島村介護保険特別会計補正予算（第2号）
- ・中島村監査役員の選任について
- ・中島村監査役員の選任について

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番	菅	野	昇	君	2番	椎	名	康	夫	君	
3番	小	室	重	克	君	4番	小	林	均	君	
5番	小	松	公	雄	君	6番	小	室	辰	雄	君
7番	木	村	秋	夫	君	8番	藤	田	利	春	君

不応招議員（なし）

第 2 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

令和元年第2回中島村議会臨時会

議事日程(第1号)

令和元年9月30日(月)午前10時開会

- 日程第 1 仮議席の指定について
日程第 2 議長の選挙について
日程第 3 副議長の選挙について
日程第 4 議席の指定について
日程第 5 会議録署名議員の指名について
日程第 6 会期の決定について
日程第 7 諸般の報告
日程第 8 常任委員会委員の選任について
日程第 9 議会運営委員会委員の選任について
日程第10 議会広報編集委員会委員の選任について
日程第11 震災及び原発事故調査特別委員会委員の選任について
日程第12 白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について
日程第13 議案の上程、議案理由の説明(議案第39号から議案第44号まで)

出席議員(8名)

1番	菅野昇君	2番	椎名康夫君
3番	小室重克君	4番	小林均君
5番	小松公雄君	6番	小室辰雄君
7番	木村秋夫君	8番	藤田利春君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	加藤幸一君	副村長	吉田政樹君
教育長	面川三雄君	総務課長	木村修君
会計管理者兼 税務課長	久保田利男君	住民生活課長	小林隆君
建設課長	齋藤満君	保健福祉課長	藤田幸江君
学校教育課長兼 生涯学習課長	矢吹勝人君	企画振興課長兼 農業委員会 事務局長	本間俊一君

職務のため出席した者の職・氏名

事務局 長 相 楽 高 徳 書 記 真 船 優

開会 午前10時00分

◎村長の挨拶

〔事務局長 相楽高德君 登壇〕

○事務局長（相楽高德君） おはようございます。

議会事務局長の相楽です。

このたび執行されました村議会議員の任期満了に伴う一般選挙でのご当選、まことにおめでとうございます。心よりお祝いを申し上げます。

ただいまより令和元年第2回中島村議会臨時会を開催するものでありますが、会議に先立ち、村長よりご挨拶をお願いいたします。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 皆様、改めましておはようございます。

本日ここに新しく選出された議員の皆様をお迎えし、ご挨拶の機会を得ましたことに対しまして、心より感謝申し上げる次第であります。

各位には、去る9月3日に告示された村議会議員の選挙において、めでたくご当選の栄を得られ、本日ここに初の議会を開会する運びとなりました。私ども村政を運営する者といたしましても、まことにご同慶にたえないところであります。

さて、本村を含む福島県及び東北地方は、8年前の東日本大震災では経験したことのない未曾有の被害を受けました。その後、早急な復旧、復興に向けた事業に取り組み、本村においてはおおむねもとの姿を取り戻しております。

しかし、県内の自治体では、東京電力福島第一原発事故に伴う風評被害はまだまだ払拭されておらず、放射能除染対策も続いております。

本村では、除染廃棄物が平成30年6月末で搬出が完了し、現在取り組んでいる森林再生事業や道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業を早期に終わらせることで、一連の除染対策関連事業の完了を目指しています。

また、風評被害対策については、未来ある子供たちや多くの村民のためにも議員の皆様方と一致団結し、風評被害払拭に向けた取り組みをより一層進めてまいりたいと思います。

令和4年度を目標年度とした中島村第5次総合振興計画も、皆様のご理解とご協力のもと着々と進行しております。残すところ3年となり、「みんなが主役 笑顔あふれる 美しきなかじま」の実現の総仕上げに取り組んでまいりますので、今後とも村政運営と本村の輝かしい未来のために、ご指導、ご協力を賜りますよう切にお願い申し上げます、簡単ではありますが、私の挨拶といたします。

◎自己紹介

○事務局長（相楽高德君） ありがとうございます。

続きまして、本日出席しております副村長以下、村管理職の方々の自己紹介をお願いいたします。

〔自己紹介〕

◎臨時議長の紹介

〔事務局長 相楽高德君 登壇〕

○事務局長（相楽高德君） 本臨時会は、一般選挙後初めての議会であります。

議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことと規定されております。

年長の小松公雄議員をご紹介します。

臨時議長におかれましては、議長席に着かれ、議事の進行をお願いいたします。

〔臨時議長 小松公雄君 議長席に着席〕

○臨時議長（小松公雄君） それでは皆さん、改めましておはようございます。

ただいま紹介をいただきました小松公雄です。

地方自治法第107条の規定により、臨時議長の職務を務めさせていただきますので、よろしく申し上げます。

◎開会の宣告

○臨時議長（小松公雄君） それでは、ただいまから令和元年第2回中島村議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

○臨時議長（小松公雄君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎仮議席の指定について

○臨時議長（小松公雄君） 日程第1、仮議席の指定についてを行います。

仮議席はただいま着席の議席とします。

ここで暫時休議いたします。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時10分

○臨時議長（小松公雄君） 再開いたします。

◎議長の選挙について

○臨時議長（小松公雄君） 日程第2、議長の選挙を行います。

選挙の方法はいかなる方法をもって行うか、お諮りします。

6番、木村秋夫君。

○6番（木村秋夫君） 指名推選で行うことをお願いいたします。

○臨時議長（小松公雄君） 指名推選の声がありますので、指名推選で行うことにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（小松公雄君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は、臨時議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（小松公雄君） 異議なしと認めます。

したがって、臨時議長が指名することに決定しました。

議長に藤田利春君を指名します。

お諮りします。ただいま臨時議長が指名しました藤田利春君を議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○臨時議長（小松公雄君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました藤田利春君が議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました藤田利春君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

議長に当選されました藤田利春君よりご挨拶をお願いします。

○議長（藤田利春君） 議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいま議員各位のご推挙により議長の重責を務めることになりました。身に余る光栄であります。心より感謝申し上げます。謹んでお受けしたいと存じます。

私はもとより微力ですが、公正公平を旨とし、議会が円滑に運営されますよう誠心誠意努力する所存であります。どうぞよろしくご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。

多様化する住民のニーズに応え、開かれた議会、中島村の発展と住民福祉の向上を目指し、行動する議会、職務を全うする覚悟でありますので、重ねて皆様の一層のご協力をお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

○臨時議長（小松公雄君） 以上をもちまして、臨時議長の職を解かせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

藤田利春議長、議長席にお着き願います。

ここで暫時休議します。

休憩 午前10時13分

再開 午前10時14分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◎副議長の選挙について

○議長（藤田利春君） 日程第3、副議長の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

お諮りします。指名の方法は、議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に木村秋夫君を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名した木村秋夫君を副議長の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました木村秋夫君が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました木村秋夫君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

副議長に当選されました木村秋夫君よりご挨拶をお願いいたします。

○副議長（木村秋夫君） 副議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

ただいまは議員各位のご推挙により、副議長の重責を務めることになりました。身に余る光栄であり、責任の重さを痛感しているところであります。

藤田議長を補佐しながら、議会の円滑な運営に努め、村民の期待に応えてその役割と使命を果たすよう全力を尽くす覚悟であります。

もとより微力ではありますが、皆さんの一層のご支援とご協力をお願い申し上げまして、就任の挨拶といたします。

ありがとうございました。

○議長（藤田利春君） ここで暫時休議いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時17分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◎議席の指定について

○議長（藤田利春君） 日程第4、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定により、お手元に配付しました議席表のとおり指定いたします。
暫時休議します。

休憩 午前10時17分

再開 午前10時18分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（藤田利春君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、1番、菅野 昇君、2番、椎名康夫君を指名します。

◎会期の決定

○議長（藤田利春君） 日程第6、会期の決定について議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配付した会期案により、本日から10月2日までの3日間にした
いと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は、本日から10月2日までの3日に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（藤田利春君） 日程第7、諸般の報告を行います。

本臨時会に説明のため出席を求められた者、委任を受けて出席する者は、お手元に配付した印刷文書のと
おりです。

◎常任委員会委員の選任について

○議長（藤田利春君） 日程第8、常任委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配
付した名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（藤田利春君） 日程第9、議会運営委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元
に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議会広報編集委員会委員の選任について

○議長（藤田利春君） 日程第10、議会広報編集委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会広報編集委員会委員の選任については、議会広報編集委員会規定第2条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報編集委員会委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

◎震災及び原発事故調査特別委員会委員の選任について

○議長（藤田利春君） 日程第11、震災及び原発事故調査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。震災及び原発事故調査特別委員会委員の選任については、議会委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、震災及び原発事故調査特別委員会委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

◎白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙について

○議長（藤田利春君） 日程第12、白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法は議長が指名することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

白河地方広域市町村圏整備組合議会議員に藤田利春、小室辰雄君を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した藤田利春、小室辰雄君を白河地方広域市町村圏整備組合議会議員の当選人と定めることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました藤田利春、小室辰雄君が白河地方広域市町村圏整備組合議会議員に当選されました。

ただいま白河地方広域市町村圏整備組合議会議員に当選されました藤田利春、小室辰雄君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により、兩名に当選の告知をいたします。

◎議案第39号～議案第44号の一括上程、説明

○議長（藤田利春君） 日程第13、議案の上程を行います。

議案第39号から議案第44号までを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは、本臨時会に提案いたします議案についてご説明いたします。

条例の改正が1件、指定管理者の指定事項の変更1件、一般会計補正予算1件、特別会計補正予算3件の計6件であります。

議案第39号は、中島村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

住民基本台帳法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をするものです。

議案第40号は、公の施設の指定管理者の指定事項の変更についてであります。

中島村健康づくり交流センター輝らフィットの指定管理者を指定する旨、平成30年6月定例会において議決いただきましたが、消費税が改正されることに伴い、指定管理料に変更が生じ、9月17日仮契約を締結しました。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

議案第41号は、令和元年度中島村一般会計補正予算（第3号）であります。

既定予算に1,443万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ36億6,717万円とするものです。

歳入の主なものは、地方特例交付金4万4,000円、県支出金で総務費県補助金、農林水産業費県補助金170万9,000円、寄附金100万円、繰越金1億3,236万3,000円、諸収入8万7,000円をそれぞれ増額補正し、地方交付税7,227万5,000円、繰入金4,349万5,000円、村債499万6,000円をそれぞれ減額補正するものです。

歳出の主なものは、総務費の総務管理費で人材育成基金積立金100万円、中島村移住・定住支援事業補助金100万円、民生費の社会福祉費で国県への身体障害者保護費返納金45万5,000円、衛生費の保健衛生費で臨時職員賃金に119万7,000円、農林水産業費の農業費で農業集落排水特別会計繰出金321万8,000円、水田利活用促進事業交付金138万8,000円、土木費の道路橋梁費工事請負費に240万円、教育費で中学校費の施設維持補修工事費に213万4,000円をそれぞれ増額補正し、衛生費の保健衛生費で簡易水道特別会計繰出金159万円を、公債費で利子170万2,000円をそれぞれ減額補正するものです。

議案第42号は、令和元年度中島村簡易水道特別会計補正予算（第2号）であります。

既定予算に201万3,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ1億9,780万円とするものです。

歳入の主なものは、繰越金299万1,000円、諸収入61万2,000円をそれぞれ増額補正し、繰入金159万円を減額補正するものです。

歳出は、水道事業費で施設維持補修工事費201万3,000円を増額補正するものです。

議案第43号は、令和元年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第2号）であります。

既定予算に678万1,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ2億5,643万9,000円とするものです。

歳入の主なものは、県支出金69万3,000円、繰入金321万8,000円、繰越金156万8,000円、諸収入70万2,000円、村債60万円をそれぞれ増額補正するものです。

歳出は、維持費で工事請負費715万7,000円を増額補正し、公債費37万6,000円減額補正するものです。

議案第44号は、令和元年度中島村介護保険特別会計補正予算（第2号）であります。

既定予算に3,346万9,000円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ4億9,184万2,000円とするものです。

歳入の主なものは、国庫支出金47万2,000円、支払基金交付金16万8,000円、県支出金25万1,000円、繰入金7万8,000円、繰越金3,250万円をそれぞれ増額補正するものです。

歳出は、総務費7万8,000円、基金積立金1,758万1,000円、諸支出金1,581万円を増額補正するものです。

以上、概要について申し上げましたが、詳細については担当課長に補足説明させますので、よろしくご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（藤田利春君） お諮りいたします。ここで10時45分まで休議したいと思いますか、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、10時45分まで休議いたします。

休憩 午前10時32分

再開 午前10時45分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

村長から、担当課長をして議案の補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） 以上で提案理由の説明を終わります。

◎散会の宣告

○議長（藤田利春君） これで本日の日程は全て終了しました。

次回会議は、10月2日午前10時に開会します。ご参集願います。

全員起立。

本日はこれにて散会とします。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時24分

第 2 回 臨 時 村 議 会

(第 2 号)

令和元年第2回中島村議会臨時会

議事日程(第2号)

令和元年10月2日(水)午前10時開議

- 日程第 1 議案第39号 中島村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
日程第 2 議案第40号 公の施設の指定管理者の指定事項の変更について
日程第 3 議案第41号 令和元年度中島村一般会計補正予算(第3号)
日程第 4 議案第42号 令和元年度中島村簡易水道特別会計補正予算(第2号)
日程第 5 議案第43号 令和元年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算(第2号)
日程第 6 議案第44号 令和元年度中島村介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第 7 議員派遣の件

(追加)

- 日程第 1 追加議案の上程、提案理由の説明(同意第4号から第5号まで)
日程第 2 同意第4号 中島村監査委員の選任について
日程第 3 同意第5号 中島村監査委員の選任について
日程第 4 閉会中の継続調査について

出席議員(8名)

1番	菅野昇君	2番	椎名康夫君
3番	小室重克君	4番	小林均君
5番	小松公雄君	6番	小室辰雄君
7番	木村秋夫君	8番	藤田利春君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

村長	加藤幸一君	副村長	吉田政樹君
教育長	面川三雄君	総務課長	木村修君
会計管理者兼 税務課長	久保田利男君	住民生活課長	小林隆君
建設課長	齋藤満君	保健福祉課長	藤田幸江君
学校教育課長兼 生涯学習課長	矢吹勝人君	企画振興課長兼 農業委員会 事務局長	本間俊一君

職務のため出席した者の職・氏名

事 務 局 長 相 樂 高 徳 書 記 真 船 優

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○議長（藤田利春君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した印刷文書のとおりです。

◎議案第39号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第1、議案第39号 中島村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） おはようございます。

この中に関しては特別異議はないんですけども、私、これを調べるに当たって今は当然、それパソコンのほうから引っ張り出して、これダウンロードして物を持っていますよね。でも、これ前にも同じような話したと思うんですよ。とにかく解釈に苦しむところがいっぱいあると。特に条例を改正する条例に至っては余計そうですね。日本語の理解の難しさというものがすごいです。その場合に、多分以前も同じ話したんじゃないかな。新旧の対照表というものを添付があってもいいのかなと、そのくらいの少しサービスがあってもいいのかなと。でないと、なかなかこの文言の解釈するにはとにかく大変だと。質問というのは一つの提案ですよね、この機会に。とにかく条例に至ってはとにかく同じこの文面を見ただけでも、対照していても文言の解釈に物すごく苦しむと。その場合にアンダーラインでも引いてもらって、新旧の対照表を簡単でもいいからつくって添付でもしてもらえば助かるのかなと。質問じゃなくて、今提案になりましたけれどもね。そういうことです。

終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第39号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第40号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第2、議案第40号 公の施設の指定管理者の指定事項の変更についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） おはようございます。

変更の内容なのですが、変更前と変更後の差14万9,000円ございますが、具体的な経費、明細等、おおむねで結構なので、その辺説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 保健福祉課長。

〔保健福祉課長 藤田幸江君 登壇〕

○保健福祉課長（藤田幸江君） おはようございます。

ただいまの小室議員さんの質問にお答えします。

この協定については議決の日から令和3年3月31日までとなっていますので、こちらの管理料は2年10カ月分となっています。今回の変更については、このうち10月以降の管理運営経費について消費税のかかる分を10%で計算し直したものです。主なものとして、トイレトペーパーなどの日用品や電気、ガス、水道代、電話やインターネットの通信費、玄関マットやモップ使用料などとなっています。今年度で4万7,000円、令和2年度で10万2,000円、合計14万9,000円の増額となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 理解できました。ありがとうございました。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第40号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第41号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第3、議案第41号 令和元年度中島村一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） おはようございます。

それでは、ご質問させていただきます。

10ページをお開きください。

歳出の中の総務費、款で10の地域振興費というのがございます。それで、説明文の中で中島村移住・定住支援事業補助金100万、載っていますけれども、これは当初の中では説明文が出てきませんですけれども、今回、補正ののっかったということで、その主なる使い道等をお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） おはようございます。

ただいまの椎名議員のご質問についてお答えしたいと思います。

まず、こちらの移住支援事業でございますが、国のほうで行っております現在、東京圏への過度な一極集中を是正する、あとは地方のほうの企業の皆様の人材不足についての解消という事業につきまして、今回、県のほうと村のほうが共同申請いたしまして、こちらのほうの中島村に移住される方につきまして、助成金の交付をするということになっております。

ちょっと事業の概要のほうも説明したいんですけども、これは実は、東京23区に5年以上在籍している、在住している方、または東京23区へ神奈川、千葉、埼玉から就業している、働いているというので勤続して5年以上の方が、福島県のFターンサイトというところの企業が登録しているサイト、結局、企業が求人情報を

載せているサイトに登録している事業所様にその該当の方が就業できるということが前提で、なおかつ、中島村に今度5年以上住みたいという意思がある方に対して、国が2分の1、県4分の1、村2分の1で助成金を支出するというものでございます。

今回の100万という金額につきましては、移住の形態で単身世帯である場合は60万円が最大となります。2人以上の世帯で中島村に定住したいという方には100万円ということになりますので、今回はその100万円のほうの補正ということで計上させていただいております。こちらの7月から県のほうも施行しているところがございますので、村のほうも要綱等の整備につきましては、7月に整備しておりますので、予算等の承認がいただければ、あとは村のほうの広報及びホームページのほうに掲載をして周知のほうも図っていききたいというふうに考えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） いろいろ細々説明受けましたけれども、単身で60万、夫婦で100万と助成金を出すのね、分担してね。助成金の使い道というのはかなり制限されると思いますけれども、それをどのようなことに使ってよろしいのでしょうか。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） ただいまのご質問についてお答えします。

使い道が採択される要件は非常に厳しいというふうに制限されていると思っています。ただ、使い道につきましては、何に使ってもいいということで、生活費の一部であったり、中島村で生活をスタートするに当たって必要なものの購入であったり、娯楽に使っても、当然アパートを借りるに当たっても、何に使ってもいいと。あと、首都圏から地方に、中島村に来ますので、例えばですけれども、車の購入の頭金とかそういったものに充ててもいいということで、実績については、そこまで県のほうも求めていないというような交付金となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 大変使い勝手のいい助成金ということで安心して理解しましたけれども、さらに中島の人口が増えるように、定住されるように金額も多く、長期的にこういう助成があればいいなと私なりに思いますので、その旨担当課でも努力してほしいと思います。

質問を終わります。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 関連なんですけれども、今のこの100万円というのは、じゃ、1人分のための予算ということですか。具体的な使い道を教えてください。

○議長（藤田利春君） 企画振興課長。

〔企画振興課長兼農業委員会事務局長 本間俊一君 登壇〕

○企画振興課長兼農業委員会事務局長（本間俊一君） ただいまの小松議員のご質問についてお答えしたいと思います。

います。

その100万円なんですけど、2人以上の世帯であった場合は100万円の給付というふうになりますので、単身で来られた方については60万円ですので、今回は単身もしくは2人以上の世帯ということで、1件分の予算のほうの計上をさせていただきました。その根拠なんですけれども、まず、そういった首都圏に5年以上の在住という方でFターサイトに登録している企業というのが、実際のところ中島村にはまだない状況です。白河管内ですけれども、ここでも27事業所ということの数字になっておまして、これは随時、更新は県のほうでも可能なんですけど、そういった該当する事業所、あと東京首都圏の23区におられる方というのをちょっと勘案したときに、1件分の支出のほうの予算のほうの計上をさせていただいたということになります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） この件に関してはわかりました。

ただ、これは要するに空き家対策とはリンクはしてないんですね。要するに、これはこれからですけれども、やっぱり空き家対策ともリンクしていく必要があるんじゃないかとは思っています。その辺、これから先の話ですけれども、そんなことも考えながら進めていただければと思います。

以上です。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 9ページの説明の欄、安全装備品整備事業助成金と書かかれていますけれども、この内容について教えてください。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

9ページの19諸収入の中の安全装備品整備事業助成金についてでございますが、今回のこの歳入での6万1,000円の補正につきましては、消防団員の使用する安全用具ということでゴーグルを購入することで、その助成をこの歳入で認められたため補正しております。ゴーグル、ヘルメットを着用して、あと本当に火事とか作業現場でのときに目を守るもので、33個を買って、1つ1,700円でございます。歳出の中で消耗品費あるんですが、そちらの歳入に充てるつもりでございます。

以上です。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 今、33個と聞きましたけれども、これは当然、団員がいろんな出動した場合に安全の確保がとにかく必要であろうと私も当然思います。ところが、この33個ということは足りない分で33個で、もう既にあとは団員の分みんなそろったと解釈していいのかな。でないと、万が一方でなくて、けがされた場合にどうするんだという問題も出てくるし、金額的に1つ当たりの単価が低いんだったら、足りなかったら当然全部そろえるのが当たり前であるし、補助金でなくたって自前でもそろえてもいいのかなと。みんなが思っているんだか、思っていないんだか。

○議長（藤田利春君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 小林 隆君 登壇〕

○住民生活課長（小林 隆君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この33個の購入する基準というのは、車両に3つ装備しておくという体制で33個。消防車両各部に11台ございまして、そちらに3つずつつけております。実際に火災の際に、防火服を着用して、ヘルメットも火災現場での使用するカバーがついたものを着用して筒先の人は使用するんですけども、その際にゴーグルも着用してできる体制を事業としております。全団員分の購入につきましては、今後の使用頻度と実際の実績を考慮して全員分購入するかは判断していきたいと思います。

以上です。

○議長（藤田利春君） 6番、小室辰雄君。

○6番（小室辰雄君） 今の話の内容ですと、車両のほうにだけ積載しておく。ただ、今、現実の問題として草刈りだって全員にゴーグルつけると、ヘルメットも着用していると、とにかく安全管理は物すごい今やかましく言われていますよね。

この際、こういうあったから、これをもって、買うのもいいんだけど、やっぱりほとんどボランティアですからね、あの消防団員なんていうのは。それはとにかく安心・安全は絶対に守ってあげなくちゃいけない。それだけ考えたときには、ばんばん補正でも何でも上げて、ヘルメットでもゴーグルでも買ってくださいよ、本当。

終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 7ページなのですが、震災復興特別交付税1億316万8,000円の減額の理由なのですが、説明をお願いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） おはようございます。

ただいまのご質問にお答えいたします。

震災復興特別交付税、それから普通交付税でございますが、過大に交付された場合、翌年度または翌年度以降に精算されることになってございます。今回、震災復興特別交付税を減額しておりますのは、30年度におきまして過大に交付されたことから、今年度、令和元年度分と相殺されることとなります。

よって、本年度分の予算額を減額しているというような内容でございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 30年度の事業の過大分だということなのですが、その事業なのですが、どういった事業があるか教えていただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） まず、道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業ということで1億3,296万5,000円、ふくしま森林再生事業ということで2,000円、ホールボディカウンターということで4万3,000円、ブランド・イメージ回復支援事業ということで15万8,000円ということで、ほとんどが道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業が主な減額の理由でございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 今、道路側溝堆積物の撤去の工事だということなんですけれども、撤去工事、今やっているわけなんですけれども、これでちょっと話ぶれるところあるかもしれませんが、せっかくある震災特別交付税、これは道路側溝堆積物撤去以外の事業等には利用できないのか、その辺ちょっとどうですか。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） 今回、その道路等側溝堆積物撤去・処理支援事業ということで、まず、震災関連事業で補助金もらっていますのが、福島再生加速化交付金という事業で補助金はもらっております。この事業に対しまして、補助金が2分の1、残り裏分2分の1が震災復興特別交付税を充当するというようなことになっております。補助金分、福島再生加速化交付金につきましては、30年度で精算しております。ただ、先ほど申しましたように、復興特別交付税については、翌年度以降相殺して事業費を調整するというようなことになっております。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 最後に、もう1点だけですが、じゃ、建設課のほうにちょっとお話を。

道路側溝新設工事、建設課のほうで今事業やっていますが、先ほども申しましたように、道路の以外の例えば、農地の排水路、用水路、そういった土砂の堆積物の要するに放射能物、そういったところはまだ済んでいないので、この交付税はそういったところには利用できないのか、ちょっと確認のため聞いておきたいのですが。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） すみません。先ほどの答弁で抜けてしまいました。

目的以外には復興特交は充当できませんので、そういう内容でございます。目的以外には復興特交は使えないということでございます。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 要するに、農業地の用水路、排水路関係は目的以外だということで解釈してよろしいですか。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えします。

今回行っております事業につきましては、村のほうで管理しています道路に面している側溝等を主にやっておりますので、そちらに面していない用排水等については対象外ということでやっておりますので、ご理解い

ただきたいと思います。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 対象外だということで、大変理解しました。ありがとうございます。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 12ページをお開きください。

まず、農村公園管理費の施設撤去工事費46万2,000円、その下の下の16番、農業農村整備事業費、調査設計委託料、この場所はどこなのか、あるいはその調査設計委託料というのは、内容をお聞かせください。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

[建設課長 齋藤 満君 登壇]

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えします。

まず初めに、施設撤去工事費のほうをご説明させていただきます。

こちらは町畑地区にあります農村公園、こちらに滑り台、ブランコ、シーソー等が設置されております。その中で、滑り台が今現在、経年劣化で破損しているところありまして、使用禁止という状況であります。地区のほうの役員の方から、使用しないので撤去してほしいという要望がありましたので、今回滑り台の撤去のほうを行うため補正をさせていただきました。

また、調査設計委託料であります。こちらは昨年度から行っております、ため池のハザードマップを作成しております。こちら防災重点ため池ということで、中島村につきましては新池、大池、松崎大池、孫六池、本法寺池、あと二子塚の前池と、この6カ所をこの防災重点ため池ということで、村のほうで指定をしているところであります。今回、今年につきましては、松崎大池と孫六池のハザードマップの作成を当初計画しておりました。県のほうと協議をしまして、次年度以降に行うはずだった本法寺池と前池については、前倒しで実施していただきたいということで協議しまして、事業の採択が見込まれるということで今回補正をしたところであります。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 質問の件に関しましては、理解できました。

もう1点、14ページお願いします。

教育費の中の文化財保護費、文化財等案内板設置工事29万7,000円、これは何カ所なんでしょうか。

○議長（藤田利春君） 学校教育課長。

[学校教育課長兼生涯学習課長 矢吹勝人君 登壇]

○学校教育課長兼生涯学習課長（矢吹勝人君） ただいまのご質問にお答えいたします。

14ページ、文化財保護費の15、工事請負費、文化財等案内板設置工事でございますが、案内板ということでちょっと表示というか、システムがのっているもので、それが出てしまったんです。これは村指定文化財として、3月に川原田の川田神社の狛犬を村指定文化財として指定しました。その説明板といいますか、狛犬の前に、今までも村の指定文化財と指定しますと、汗かき地蔵とかそのほかにもありますが、村指定文化財第何号、今回第8号になるわけですが、それで狛犬のいわれとかそういうのを狛犬の場所に設置するものでござい

ますので、説明板1カ所ということでご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤田利春君） 5番、小松公雄君。

○5番（小松公雄君） 例えば、汗かき地蔵ですとか、四穂田古墳ですとかの案内板かと思ったものですから、できればこれからつくるんならば英語の表記もしてもらいたいなと思ったものですから、質問させていただきました。わかりました。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） ページ数で12ページ、一番下の土木費の中の工事請負費240万、道路補修工事となっておりますが、この場所と工事内容をお願いします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

当初、工事請負費ということでとっている予算につきましては、緊急対応分ということで予算を計上させていただいております。今年度につきましては、松崎地区におきまして道路等の補修が必要になったことから、実施をしております。現在、緊急対応でできる予算残が12万ほどしかございませんので、今後、村内で緊急に道路の補修が出たときに対応できない状況にありますので、今回240万円を緊急対応分ということで補正をさせていただくところであります。

○議長（藤田利春君） 7番、木村秋夫君。

○7番（木村秋夫君） 緊急用の対策費として240万ということ、これ松崎だけじゃなくて、今後の緊急用にとるということですね。わかりました。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） それでは、質問いたします。

ページ数、同じく12ページで、今、木村議員が質問されましたけれども、その上に危険木伐採作業委託料とありますけれども、具体的にどの路線のどのような状況の危険木なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

こちらの危険木伐採作業委託料につきましても、道路補修工事と同じ考えのもと予算計上しております。今年度につきましては、もう既に3カ所の伐採を行っております、今後、暴風雨等で木々が倒れて、そういったものを伐採するときの費用等が発生したときにちょっと予算残がもうないものですから、こちらも緊急対応分ということで、箇所は村内全域ということで30万ほど予算計上させていただいたところであります。

実績におきまして、3カ所でアカシア1本、桜1本、あと杉5本ということで、こちらの伐採を行った費用がもう既に25万ほどかかっておりますので、そちらを今後の半年の間にお問い合わせするときにはこのぐらい予算必

要かなということでも検討した結果、補正をしたところでもありますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 説明は理解しましたがけれども、この危険木、持ち主がいますよね。今、防災の観点からと言ひましたが、持ち主の負担の割合とか承諾の方法とか個人だったらやれると思うんですけども、法人とか宗教法人とか持ち主が出てきた場合、それらの対応はどのようになるのでしょうか。まずは、個人の負担するのかわらないのか、村で全部持つのかお聞かせください。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えします。

基本的には地権者、その方に伐採をお願いしているところでもあります。どうしてもその地権者において、どうしても個人ではできない、業者に頼むと当然費用がかかってくるということで、そういったものについて村のほうにお願いされるときがあります。当然、道路作業員とか公園作業員の方がいますので、そういった方ができるものについては当然その方にお願いしております。それ以外において、どうしても業者を頼まないといけないもの等が出てくる場合があります。そちらは道路に面しているものに限りませんが、そういったものは役場のほうで建設課並びに道路作業員の方々と協議しまして、業者に頼むものは頼む、自分たちでできるものはやるということで、一線を設けて私の判断のもと行っているところでもあります。

○議長（藤田利春君） 2番、椎名康夫君。

○2番（椎名康夫君） 村内にある危険箇所いっぱいあると思ひます。課長の判断でいろいろとりあえずやらなきゃならないと思ひますけれども、一般の村民、通行者が害を受けないように適切な管理、運営をお願いします。

質問終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） あわせて、次のページ、13ページの款で土木費の都市計画費、公園管理費、15で工事請負費97万4,000円補正をしておりますが、その内容についてご説明をお願いいたします。

○議長（藤田利春君） 建設課長。

〔建設課長 齋藤 満君 登壇〕

○建設課長（齋藤 満君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今回補正の97万4,000円ですが、こちらは童里夢公園内にありますからくり時計の月の部分が経年劣化でクラック、あとは一部破損ないし、あと月を上下する可動部、こちらが経年劣化で稼働しない、起動しない状況になっております。月の補修と、またその上下可動する可動部の構造等をモーター方式からエアシリンダー方式に変更することによって、今後の維持管理がしやすくなる、また構造的にはとてもメンテナンスがしやすいシステムというか工法に変更可能だという判断ができましたので、今回こちら月の部分と上下可動する部分の補修を行ひまして、本来あるべきからくり時計に戻すことを目的に今回補正させていただいたところでもあります。

○議長（藤田利春君） 3番、小室重克君。

○3番（小室重克君） 地域住民の方からも月上がらないのかと、あるいはインターネットを見てもあの姿がいいねと、願いが叶うんじゃないかというような夢も聞いております。ぜひ、本来の姿に一日も早く修繕していただくようお願いしたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） 8ページの一番上の段なんですけど、一般寄附金100万円ほど計上されているんですけど、これは寄附金が既にあったものなのですか、それともこれから予想されるのが100万円くらいあるかというふうなものなんですけれども、よろしくをお願いします。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） ただいまのご質問でございますが、寄附1件100万があったことから今回補正させていただきます。

○議長（藤田利春君） 4番、小林 均君。

○4番（小林 均君） わかりました。

個人で100万から寄附があったもの、それとも企業であったものですか。最後にそれだけお願いします。

○議長（藤田利春君） 総務課長。

〔総務課長 木村 修君 登壇〕

○総務課長（木村 修君） 会社名は省略させていただきますが、企業からの寄附でございます。

○議長（藤田利春君） その他、質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第41号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。ここで、11時まで休議したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認め、11時まで休議いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前11時00分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◎議案第42号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第4、議案第42号 令和元年度中島村簡易水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第42号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第43号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第5、議案第43号 令和元年度中島村農業集落排水処理事業特別会計補正予算（第

2号)を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

○議長(藤田利春君) 6番、小室辰雄君。

○6番(小室辰雄君) 8ページを開いてください。

維持管理費の中の説明で機能強化工事とありますが、この内容について説明をお願いいたします。

○議長(藤田利春君) 建設課長。

[建設課長 齋藤 満君 登壇]

○建設課長(齋藤 満君) ただいまのご質問にお答えいたします。

こちら機能強化工事ではありますが、滑津地区の集落排水処理施設の機能強化工事です。今回、補助金額が増額の採択が見込まれるということで、今現在、機器の補修、機能強化に向けて発注の準備をしているところであります。滑津地区の建屋のほうもかなり古くなっておりまして、一部雨漏りがしているところがあります。処理施設内、室内に水滴が落ちて施設内のさびと、あと床の水たまりとができています。

今回、補助金額の増額が見込まれることから、この雨漏りの対策工事費に充てるための補正であります。

どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長(藤田利春君) 6番、小室辰雄君。

○6番(小室辰雄君) 内容は今理解いたしました。

ただ、今まで順次この機能強化工事というのはずっとやってきましたよね、大体はその設備のほうにいついたのかなど。ただ、設備というのは当然建屋内にありますし、これからとめるわけにもいかないし、全ての建屋、現在何カ所かありますよね。その辺も点検して、やっぱり雨漏りとかそういう建屋も修理せざるを得ないというのは何カ所かありますか。

○議長(藤田利春君) 建設課長。

[建設課長 齋藤 満君 登壇]

○建設課長(齋藤 満君) ただいまのご質問にお答えいたします。

処理施設の建物をごらんになっていただくとわかると思いますけれども、滑津地区の建屋が非常に特徴ある建物になっていて、今現在、雨漏りしている施設ということで確認できているのが滑津地区のみであります。ほかの地区については雨漏りは見つかっていない状況にあります。

○議長(藤田利春君) 6番、小室辰雄君。

○6番(小室辰雄君) 了解しました。とにかく、内容的にアンモニアガスとかそういう当然腐食性のガスが発生する場所ですよね。これからもその施設も健全な状態で保っていくように、常に点検を怠らないで進んでください。

終わります。

○議長(藤田利春君) その他、質疑ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長(藤田利春君) 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第43号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第44号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 日程第6、議案第44号 令和元年度中島村介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより議案第44号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議ないものと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議員派遣の件

○議長（藤田利春君） 日程第6、議員派遣の件を議題とします。

議員派遣の件につきましては、お手元に配付した印刷文書のとおり決定したいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は原案のとおり可決されました。

◎日程の追加

○議長（藤田利春君） この際、お諮りいたします。追加案件として、村長より中島村監査委員の選任に関する同意案2件、議会運営委員長、木村秋夫君より閉会中の継続審査に関する件が提出されております。これを日程に追加し、追加日程とし議題にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、追加日程とすることに決しました。

事務局より資料を配付させますので、暫時休議いたします。

休憩 午前11時09分

再開 午前11時10分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◎同意第4号及び同意第5号の一括上程、説明

○議長（藤田利春君） 追加日程第1、議案の上程を行います。

同意第4号及び同意第5号の2議案を一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） それでは、監査委員の選任についての同意2件であります。

同意第4号は中島村監査委員の選任についてであります。

地方自治法第196条第1項の規定により、次の者を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

住所、西白河郡中島村大字川原田字中屋敷8番地、氏名、大澤洋次郎、昭和25年6月10日生まれであります。

同意第5号も中島村監査委員の選任についてであります。

先ほどと同様、任期満了に伴い、次の者を選任いたしたく、議会の同意を求めるものであります。

住所、西白河郡中島村大字滑津字新田林16番地8、氏名、椎名康夫、昭和31年2月29日生まれであります。

詳細につきましては、担当課長をして説明させますので、ご同意くださるようお願い申し上げます。

○議長（藤田利春君） 村長から担当課長をして議案の補足説明の申し出がありましたので、これを許します。
総務課長。

〔担当課長細部説明〕

○議長（藤田利春君） 以上で提案理由の説明は終わります。

お諮りします。ここで議案調査のため、暫時休議したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、これより11時20分まで議案調査のため休議いたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時20分

○議長（藤田利春君） 再開いたします。

◎同意第4号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 追加日程第2、同意第4号 中島村監査委員の選任についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

〔「質疑なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「討論なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより同意第4号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藤田利春君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

◎同意第5号の質疑、討論、採決

○議長（藤田利春君） 追加日程第3、同意第5号 中島村監査委員の選任についてを議題とします。

ここで地方自治法第117条の規定により、2番、椎名康夫君の除斥を求めます。

暫時休議いたします。

休憩 午前11時21分

再開 午前11時21分

○議長（藤田利春君） 再開します。

これより質疑に入ります。

質疑を許します。

質疑ありませんか。

[「質疑なし」の声あり]

○議長（藤田利春君） 質疑なしの声がありますので、質疑なしと認めます。

質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

[「討論なし」の声あり]

○議長（藤田利春君） 討論なしと認めます。

討論を終結します。

これより同意第5号を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件は原案のとおり同意することに賛成の議員は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（藤田利春君） 起立多数です。

したがって、本件は原案のとおり同意することに決しました。

ここで、2番、椎名康夫君の除斥を解除しますので、議場に入ってください。

暫時休議いたします。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時22分

○議長（藤田利春君） 再開します。

椎名康夫君に告知します。

中島村監査委員に椎名康夫君を選任することに同意いたしました。

◎閉会中の継続調査について

○議長（藤田利春君） 追加日程第4、閉会中の継続調査についてを議題とします。

議会運営委員会委員長、木村秋夫君より次期会議の会期日程等の議会運営に関する事項について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（藤田利春君） 異議なしと認めます。

したがって、本件は閉会中の継続調査に付することに決しました。

◎村長の挨拶

○議長（藤田利春君） 以上で本臨時会に付議された案件は全て終了しましたので、会議を閉じます。

この際、村長から発言があれば、これを許します。

村長、加藤幸一君。

〔村長 加藤幸一君 登壇〕

○村長（加藤幸一君） 令和元年度第2回中島村議会臨時会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会において執行部より提出しました全議案、原案どおり可決、承認を賜り衷心より感謝を申し上げます。

本臨時会では、去る9月3日告示の中島村議会議員一般選挙にて、見事当選の栄に浴された議員の皆様によって初めて開催された議会でありましたが、藤田利春議長、木村秋夫副議長が再選され、また各委員会の構成が決定されました。皆様のそれぞれの立場でますますのご活躍をご祈念申し上げます。

私は常々、首長と議会は選挙によって選出された二元代表制のもとでそれぞれの立場を尊重し、村政が円滑に行えることが理想と考えております。村政に対する村民の期待、要望は多種多様かつ複雑であります。しかし、先人の皆様が築き上げてきた自然豊かな環境と温かな人間性にあふれた中島村を、さらなる発展に結びつけるのが課せられた責務でもあります。今後も村民の信頼と期待に応えるべく、努力と協調性をもって取り組んでまいり所存でおりますので、よろしくお願い申し上げます、閉会に当たっての挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（藤田利春君） これで令和元年第2回中島村議会臨時会を閉会いたします。

全員、起立。

ご苦労さまでした。

閉会 午前11時27分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和2年1月9日

議 長 藤 田 利 春

臨 時 議 長 小 松 公 雄

署 名 議 員 菅 野 昇

署 名 議 員 椎 名 康 夫